

新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金及び電気料金の特別措置について

2020年3月25日
西武ガス株式会社

西武ガス株式会社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省関東経済産業局からの要請を受け、お客さまからお申し出をいただいた場合、下記の通りガス料金・電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

なお、この特別措置は3月24日に関東経済産業局長へ「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、本日認可されたものです。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受け、お申し出をいただいたお客さま。
(貸付決定通知書を確認させていただきます)

2. 特別措置の内容

2020年2月検針分(支払期日が3月25日以降となるもの)および3月検針分のガス料金・電気料金の支払期限をそれぞれ1か月延長いたします。

※支払期限日 支払義務発生日(検針日)の翌日から起算して50日目

3. 特別措置の申込先

西武ガス株式会社 総務部 総務グループ
TEL042-973-2768 平日 9:00~17:00

以上